

官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針（抄）

〔平成26年6月24日〕
〔内閣総理大臣決定〕

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の6第2項の規定に基づき、官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針を次のように決定する。

2 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針

センターは、法第18条の5第2項及び第18条の6第1項の規定に基づき、官民の人材交流（以下「官民人材交流」という。）の円滑な実施のための支援として、以下の業務に取り組むものとする。この場合において、センターは、関係機関と密接に連携するものとする。

（1）府省等及び民間企業等に対する情報提供等

センターは、官民人材交流の実施に関し、府省等と民間企業等との意見交換会の開催など情報共有の機会の提供等を行うものとする。

（2）官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動

センターは、官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報を行うとともに、民間企業等を対象とする説明会の開催等啓発活動を行うものとする。